

## DBO、長期包括運営委託に関する事務局視察まとめ

	高松市南部クリーンセンター	加古川市新クリーンセンター	浜松市西部清掃工場	姫路市エコパークあぼし
ヒアリング年月	平成 22 年 3 月	平成 22 年 7 月	平成 22 年 7 月	平成 22 年 3 月
処理方式	流動床炉型ガス化溶融方式	流動床方式+プラズマ式飛灰溶融炉	キルン式ガス化溶融方式	シャフト炉式ガス化溶融方式
処理能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設：300t/24h (100 t/24h×3 炉)</li> <li>・廃棄物再生利用施設：破碎、選別系統ともに 35t/5h</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流動床式焼却炉 432t/24h (144 t/24h×3 炉)</li> <li>・灰溶融炉 30 t/24h×1 炉</li> </ul>	450 t/24h (150 t/24h×3 炉)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ焼却施設：402t/24h (134 t/24h×3 炉)</li> <li>・再資源化施設：破碎、選別系統ともに 100t/5h</li> </ul>
事業形態	長期包括運営委託	長期包括運営委託	DBO (PFI 的方式)	DBO (PFI 的方式)
竣工	平成 16 年 3 月	平成 15 年 3 月	平成 21 年 1 月	平成 22 年 4 月 (健康増進センターは未開業)
経緯	<p>「施設を建設したプラントメーカーとの随意契約が多く、契約の透明性・経費面での妥当性の検証に問題がある」「長期にわたって単年度契約が継続している」「年々経費が増加傾向」という現状</p> <p>⇒これらを踏まえ、新清掃工場の運転及び既存の最終処分場の運転管理について、効率的・一体的に管理運営する業務形態等について検討</p> <p>⇒公設民営化方式が適当であると判断</p>	<p><b>【契約期間について】</b></p> <p>関西大学、日本環境衛生センターの外部 2 名と企画部長、総務部長、環境部長の 3 名の計 5 名による長期契約検討委員会を立ち上げ検討を実施</p> <p><b>【事業者選定方法について】</b></p> <p>公募型プロポーザル方式と総合評価方式の両方の良いところを採用</p>	<p>当時の市長の意向により、PFI 手法もしくは PFI 的手法での実施を判断</p> <p>⇒平成 14 年度に実施した PFI 手法導入可能性調査の結果より DBO が有利と判断</p>	<p>三位一体の改革により補助率が縮小 (交付金制度の開始)</p> <p>⇒他都市視察、資料研究等のほか、施設の所有権は市でないことと地元への説明がつかないこと、トラブルへの迅速な対応と安全な運転を考慮すると、施設運営はノウハウのある民間業者がよいことから、公設民営方式が適当であると判断</p> <p>⇒DBO 方式と DB+O 方式について検討したが、事業者見積等から DBO 方式が有利と判断</p>
事業期間	15 年間	15 年間	15 年間	20 年間 (過去の PFI 関連事業のデータを調査して決定)

	高松市南部クリーンセンター	加古川市新クリーンセンター	浜松市西部清掃工場	姫路市エコパークあぼし
委託内容	ごみ処理施設、廃棄物再生利用施設、埋立処分地施設の運営管理	新クリーンセンターの運営管理（運転、点検、部品調達、オーバーホール、見学者対応、清掃等）	「西部清掃工場」及び「古橋廣之進記念浜松市総合水泳場」の施設整備、運営管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ焼却施設の施設整備、運営管理</li> <li>再資源化施設の施設整備、維持管理</li> <li>啓発管理施設、余熱利用施設、芝生広場及び緑地帯の基本設計</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>売電収入（年間700～800万円程度）は市の収入とした</li> <li>資源化物の売却収入は事業者の収入とした</li> <li>飛灰処理については委託の範囲外とした（市が処理を実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用は「固定費」「変動費」「改修費」に分かれている（ごみ処理単価は変動費）</li> <li>灰の運搬と事務的事項（山元還元洗練所との委託）のみ市の直営とした</li> <li>運転人員：53名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用は「固定費」「変動費」に分かれている</li> <li>スラグは、要求水準で「事業者が全量有効利用」としたが、実際はなかなかはず、場外にストックヤードを設けて保管している（スラグの埋立は行っていない）</li> <li>清掃工場は廃棄物処理施設課、水泳場はスポーツ振興課の所管としている</li> <li>運転人員：43名（委託業者が、清掃工場を三井造船、水泳場をセントラルスポーツに管理委託しており、市の職員は現場にいない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生した電気及びグリーン電力証書は事業者に譲渡するが、周辺の市施設への電力供給を義務付けた（売電収入見込み額を業務委託予定額から差し引くことにより損失リスクを回避）</li> <li>スラグ、メタルは事業者が全量買取をするが、有効利用できない量については委託費を減額することとした（事業者が全量有効利用を目指すインセンティブとなる）</li> <li>飛灰処理物等は市が責任を持って処理を行うが、その処理費用は委託費より差し引くこととした（事業者が飛灰処理物等の発生を抑制し持ち出し廃棄物を少なくするインセンティブとなる）</li> </ul>

	高松市南部クリーンセンター	加古川市新クリーンセンター	浜松市西部清掃工場	姫路市エコパークあぼし
モニタリング方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常駐モニタリングおよび普及啓発、体験学習の実施等のために、市の職員を8名配置している</li> <li>・定例会議として、モニタリング評定会を月1回開催している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営のモニタリングに市職員を充てている（7名）</li> <li>・定例会議として、運営管理連絡会を月1回開催している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当は2名いるが、常駐のモニタリング職員は配置していない</li> <li>・定例会議として、運営協議会及び月間業務確認をそれぞれ月1回開催している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【運営前】設計監理、施工監理、契約監理を適正に実施できる体制の構築が必要であったため、アドバイザーにモニタリング業務を委託することで対応している</li> <li>・定例会議として、市及び各施設管理者による定期連絡会議を週1回程度で予定している</li> </ul>
事業形態のメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費削減</li> <li>・契約の透明性の確保（随意契約の削減）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費削減（15年間で、本事業形態では、今までの運転管理に対して約10%削減できる見込みであったが、実際は約14%削減できる試算）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費削減（VFM評価：事業者選定段階で22.6%（実額ベース））</li> <li>・人員削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費削減（VFM評価：特定事業選定時で11.8%（実額ベース））</li> <li>・透明性・公平性の確保</li> <li>・民間事業者の創意工夫の反映</li> </ul>
事業形態に関する選定時の課題	事業者選定の過程で、3施設の管理運営が実際にできる事業者があるかが懸念された	—	—	結果的に応募が1社しかなかったことの原因や妥当性の説明が必要であった
事業形態に関する職員配置の際の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設のごみ焼却施設の運転業務委託会社の職員の再配置について考慮する必要がある（⇒運営会社で優先的に雇用するように申し入れることで対応）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地域では、ボイラータービン主任技術者は施設設置者の職員でなければならないとのこと、有資格の職員の配置が必要であった（⇒職員で対応）</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の再配置等に関して、職員組合及び人事当局への説明が必要であった（⇒再資源化施設の業務や収集体系の中で対応）</li> <li>・市内業者の受注機会の確保への配慮が必要であった（⇒周辺施設における運営体制として、指定管理者制度の導入、障害者就業機会の創出等により対応）</li> </ul>

	高松市南部クリーンセンター	加古川市新クリーンセンター	浜松市西部清掃工場	姫路市エコパークあぼし
事業形態に関する運営時の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が予防保全よりも事後保全を重視する傾向にある（トラブル等の未然防止がなされにくい）</li> <li>・資源物の売却単価は年々変動するが、契約時には長期的な変動を予測することが困難である。</li> <li>・責任の所在を明確にする必要がある</li> <li>・現時点で想定できない将来の事項についての対応方法を、あらかじめ考えておく必要がある</li> <li>・契約終了時の施設引渡し条件を定めておく必要がある</li> <li>・運営業者に対する監視体制を確立しておく必要がある</li> <li>・ごみ量の予測と実績の乖離について、調整が必要となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年度の焼却処理実績が当初見込みより少なく、「変動費」の処理単価の見直しを受託者と協議している（処理単価を上げずに運転維持管理してもらうよう検討中）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場に職員がいない分、問題の把握が難しい</li> </ul>	<p><b>【運営後予測される課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ量減少や物価変動への対応が必要となる</li> </ul>